

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 32 号
2011 年 7 月

目 次

[評論]

明治初期日本における社会契約批判の諸言説

大久保健晴..... 1

[書評]

緑の脱国民的転回は国家に向かうのか——ロビン・エッカーズレイ『緑の国家——民主主義と主権の再考』を読む

丸山 正次..... 9

[会務報告]

2010 年度第 3 回理事会議事録 15

2010 年度会計報告書 17

2011 年度予算案 18

2011 年度第 1 回理事会議事録 19

韓国政治思想学会会長からのお見舞い..... 20

2011 年度日本・韓国政治思想学会共催 日韓国際学術会議のお知らせ 21

第 19 回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ 23

第 19 回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ 25

学会ホーム・ページ移転作業に関するお知らせ 27

明治初期日本における社会契約批判の諸言説

大 久 保 健 晴（明治大学）

I. 「自ら作りし法に従う」

昨年来、日本では、専門研究を越えて「政治哲学」が広く衆目を集めている。「社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高めること」によって、「有力で支配的な伝統をなしてきた功利主義よりも優れている（中略）正義に関する体系的な説明の代替案」を提示することを目的とした、J. ロールズ『正義論』改訂版の新訳が出版されたことも、その大きな要因の一つであろう⁽¹⁾。これらの政治理論に伏在する普遍的な問いを精緻に検証し、その積み重ねを基礎に、現代日本社会が直面する困難を捉え直す作業は、むろんこれまでも研究者のなかで繰り返し行われてきたし、これからより一層深められていくであろう。

ところで、今から約150年前、西洋の政治思想と初めて正面からの取り組みがなされた、明治初年の日本において、「社会契約」という観念はいかに受け止められたのであろうか。この主題については、特に福澤諭吉と中江兆民の思想的営為を中心に、すでに多くの先学による分厚い研究蓄積がある。その概略を最初に簡単に振り返っておきたい。

松沢弘陽氏らが明らかにするように、近代日本における社会契約的な言説の端緒とも言えるのが、福澤諭吉『学問のすゝめ』6・7編（明治7年2・3月）である⁽²⁾。福澤はそこで、自発的結社の論理を基礎に、「国中の人民申し合せて一国と名づくる会社を結び社の法を立ててこれを施し行う」と唱え、政府の在り方を次のように描き出す。「政府たるものは人民の委任を引き受け、その約束に従って一国の人をして貴賤上下の別なく何れもその権義を逞しうせしめざるべからず、法を正しうし罰を厳にして一点の私曲あるべから

ず」（『学』76）。それ故にまた、「国民」も「必ず政府の法に従わざるべからず」。「国民の政府に従うは、政府の作りし法に従うに非ず、自ら作りし法に従うなり」（『学』63）。この背景には、アメリカ・ブラウン大学で学長をつとめ、道德哲学を講じた、F. ウェーランドの *The Elements of Moral Science* (1835) との邂逅があった。松沢氏によれば、「主」「客」の一致を説く福澤の議論は「ウェーランドの個人主義と社会契約論」に「強く共鳴」し、それを「換骨奪胎」するなかで成立しており、「理論的には、ラジカルな人民主権論を含意」する。これこそが、ネーション形成を説く、福澤諭吉の「国民」国家構想の要諦をなす。世に知られる彼の赤穂四十七士論や楠公権助論もまた、この延長線上に登場する。

ただしここでの福澤の自己立法を巡る議論の力点は、あくまでも遵法の精神の涵養にあった。「国の政体によって定まりし法は、仮令い或いは愚なるも或いは不便なるも、妄にこれを破るの理なし」（『学』74）。それ故、政府が「暴政」を行った場合にも、「力をもって政府に敵対する」行為を批判し、「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄て」る「マルチルドム」（殉教）を選ぶより他ないと説く（『学』78-84）。そして福澤は、これ以上、社会契約に関する考察を深めることなく、むしろF. ギゾーやH. バックルの文明史、J. S. ミルの功利主義など同時代19世紀西洋思想の世界へと歩を進めた。

それに対して、宮村治雄氏らが解き明かすように、功利主義、とりわけJ. ベンサム社会契約批判を強く意識しながら、J. J. ルソー『社会契約論』（*Du contrat social ou principes du droit politique*, 1762）と格闘したのが、中江兆民であった⁽³⁾。兆民は同書を訳した『民約訳解』巻之1第6章の「解」で、ベンサムが社会契約の虚構性を論難し

た発言を反批判し、ルソーの説く社会契約とは、政治社会の歴史的起源ではなく、「専ら道理を推して言を立て、義の当に然るべき所」すなわちその正当性の根拠を論じたものであると鋭く指摘する。「勉雑母は末を論じ、婁騒は本を論ず。勉雑母は単に利を論じ、婁騒は併せて義を論ず」⁽⁴⁾。さらにこの言は、彼の論説「論公利私利」の「孔子曰く、利に放りて行えば怨み多し、と、孟子亦た云う、何ぞ必ずしも利を言わん、と」「蓋し義は体なり利は用なり」⁽⁵⁾という議論と表裏を為す。こうして儒学の「義利の弁」の伝統を背景に、「単に利を論じ」る「^{ベンサム}勉雑母」「^{ミル}弥児」の功利主義を排し、「義」に根差した「政」を模索した兆民は、その思想的格闘を通じて、ルソー「民約」論のうちに、情・慾に依拠する「天命の自由」とは区別された、「人義の自由」を見出す。民が自ら立法に携わりその法に従う「自治」の政は、五慾六悪の妨げを受けずに心を治める「心の自由」道徳的自由の陶冶と結び付く。宮村氏によれば、こうした兆民の思想は、ベンサム法学の積極的導入を試みる陸奥宗光ら法制官僚への対抗意識と、留学を通じて触れた同時代フランスの哲学者達の著作群との広く深い知的格闘のなかで形作られたものであった。ここに、近代日本を代表する二大思想家、福澤諭吉から中江兆民へと連なる社会契約論受容の鉅脈が浮かび上がる。

しかしなお明治初年において、福澤や兆民のように、社会契約を政治理論として積極的に評価し、思想的に内化する試みは、むしろ希有であった。それ故にこそ価値を有した。それでは 19 世紀後期日本の他の知識人達は、社会契約をどう受け止めたのか。このエッセイでは、西洋法学・政治学受容の最先駆である、徳川末期の西周らによるオランダ留学まで溯りながら、福澤や兆民とは異なる形で西洋政治理論と取り組んだ人々が、社会契約批判を通じて展開した政治構想の一端に光を当てたい。むろんここでの試みは、その全面的な検討ではない。彼らの社会契約を巡るいくつかの政治的言説を取り上げ、論争を再構成することにより、近代日本の始源に成立した思想空間の重層的な広がり「問い」を照射するための一視座を提

示できれば幸いである⁽⁶⁾。

II. 利と「相生養の道」

明治初年における社会契約批判の象徴的な言説として、明治 7 年、『明六雑誌』第 3 号に掲載された西周「駁旧相公議一題」の一節がある。民撰議院設立建白への批判を意図したこの論説で西は、「国民」の租税義務とは自らの身体や財産等の「保護」を求める「権利」と対応するものであり、参政権と直接的に結び付くものではないと説く。彼はその文脈で「^{コントラソシヤール}国民約束」論を取り上げ、民撰議院設立論の根底に「^{ヒストリカル}ルウソウ氏の説」があることを仄めかしながら、「いわんや一国の政府は必ず約束に興るものにあらず。古来歴史上の沿革その源を異にするものあるにおいてをや」と反駁を加える。西によれば、「西洋政事の学」に従い「人民開化の度」を考慮すれば、現今日本において民撰議院の設立は時期尚早である（『明』④ 124-126）。

同年、ルソー『社会契約論』の翻訳に着手し始めた兆民の語を借りれば、こうした西の批判には、社会契約説が「義の当に然るべき所を論」じたものであることへの理解が欠落している。だがそれは、決して西の西洋学習が浅薄であったことを意味するわけではない。

江戸末期の文久 2 年、西周は津田真道とともに、徳川政府のもと日本初の欧州留学生としてオランダに派遣され、ライデン大学教授 S. フィッセルリングから 2 年間にわたり、自然法・国際法・国法・経済学・統計学のプライベート・レッスンを受ける。彼らのオランダ留学は、近世蘭学の一到達点であり、その後に連なる西洋人文社会科学受容の出発点であった⁽⁷⁾。

西達が赴いた 1860 年代初頭のオランダは、48 年に国王ウィレム 2 世がパリ 2 月革命の飛び火を恐れて憲法改正を認め、自由主義改革が行われた直後であり、もはや社会契約説は過去の遺物とみなされていた。この改革を主導したのが、フィッセルリングの大学時代の指導教官であり、教授職の前任者、J. R. トルベッケである。トルベッケは、

旧来の専制君主制を斥けるとともに、「我々の時代にとって必要なのは、不道德極まりない社会契約論の権威を、学問の世界からも世論からも奪い取ることである」と唱え⁽⁸⁾、穏健な憲法改正による立憲君主制の確立を目指した。これを契機に、西達が留学当時のオランダ法学界では、実定法学や歴史法学、法実証主義へと関心が向けられ、それに伴って経験主義的な学問気運が醸成され、A. コントやJ. S. ミルの学問が積極的に受容されていた。

西と津田が学んだフィッセルリング国法学講義の内容は、津田が訳述した『泰西国法論』（慶応4年）に窺える。そのなかでフィッセルリングは「立国の原由」について、「若夫国を成ざれば人民相済養する道無し、故に其原は人間必要にして須臾も欠く可らざるに在るなり」と説明する。その上で、「世に或は成国の淵源を直に上古天神の口勅に託し或は一時国人会議し一種の和約章程を定め始めて国を立し等の説あれ共皆妄なり」として、国家の歴史的起源に社会契約を求める見解を妄説と斥ける。国家の主権の所在は「其国人文開闢の度民智明発の級に従ひ又風俗議論の同じからず衣食必需の異なるに因て一様ならず」、その国の文明化状況や風俗によって異なる（『津』④119-122）。

ここでフィッセルリングが重視するのは、「人民相生済養する」‘maatschappij’、‘society’の様態である。彼は経済学講義を通じて、必要充足を求める人間の自然的本性を起点に据えながら、経済的自由に基づく自己利益の追求と交易の拡充について教授する。市場を通じて自由な競争と分業が成立するなかで、私的利益と公益との調和が生まれ、文明社会は自然的かつ漸進的な発展を遂げる。この視座は、国際法講義にも反映される。「文明之諸国」の間では、「往来」「通商通船」により互いの繁栄を図り、法や条約を歴史的に積み重ねてきた。その成果こそが、文明の公法としてのヨーロッパ国際法「泰西公法」である。

国法学講義に立ち戻れば、ここからフィッセルリングは、国家の役割とは、「総国の幸福を増益し勉て其自立を保ち」「国民の権利平安を護り」「衆力を統合し相済相養の道を長じて以て国益を

増殖」することにあると説く（『津』④141）。そして、自主自立の権、平等権、所有権、結社・信教・出版の自由等を定めた、三権分立に基づく立憲君主制を教授する。ただしそれはヨーロッパの文明の歴史のなかで作り上げられた制度であり、特に議会については、「代民議事選挙制限の法各国国法論開明の度に従て互に異同」がある（『津』④146）。こうして彼は、西と津田に重い課題を与える。「立憲政体等各種の法論は、我欧洲諸国今日の形勢上より論じて是とする所なり、然れども直に之を貴国に適用せんと欲するは則非なり、貴国は正に貴国に相当する所の法律制度あるべし」（『津』④410-411）。

帰国後、江戸末期の動乱のなか、将軍徳川慶喜のもと「奥詰」に就いた西は、大政奉還に際して、土佐藩らの公議政体論による急進的な議会制度の導入に危機感を抱き、「西洋官制之義は三権之別を主と致し候」（『西』②174）と唱え、徳川政権と列藩諸侯勢力との協調体制を創出するための制度改革案「議題草案」を執筆する。さらに維新後はその議論の射程を拡げ、「人民自己世道上^{ソシユル}」の変革へと乗り出す。彼は‘society’を「相生養の道」と訳し、「凡そ人民おのおのその産業を勉めて、その労をおしまさは、各その快樂をほつせるにあり」として、「快樂」に根差した「産業の自由」を主唱した（『西』②259-262）。そして「自愛自立の心」「為群の性」に基づく権利の確立を訴え、東アジアの政治文化を「真に昔から人の奴隷たることを好む国で、人として人たる権を失つても何とも思はぬ国柄」と批判する（『西』①261）。西によれば、「相生養の道」は「人民未タ国をなさる以前」に成り立つ「相互に助けを以て生活する」自律的な営みであり、それ故、政府の役割は専ら「国民の公事訟訴及び是非曲直を弁別するに係はるのミ」に限定される（『西』④239, 250）。

西周のミル功利主義『利学』との取り組みは、この西洋経験の延長線上に成立する。彼は儒学の「義利の弁」を背景として、中江兆民とは対照的に、むしろ「健康」「知識」「富有^{まめちえとみ}」を重んじ、「利」の価値を積極的に捉え直す。そして相互に対等な権利を有する「平行等輩なる」関係性のなかで、

ヘテロゼニウス ホモゼニウス

「異質変じ同質となし」、個々の生き生きとした「私利」の追求が「公益」の増進を生む文明社会「相生養の道」のメカニズムを解明する。「今それ文明諸国にありては、社交の生、^{ソシアル} ^{ライフ}相生養の道、きわめて盛んにきわめて広く（中略）いわゆる政府なるものは、言わばただ垂拱南面するのみというも可なりとなすべし」（『明』⑤298）。こうして西は、社会契約の理論を介在させることなく、「政府いまだ立たざる前」に成立する自律的な「相生養の道」の拡充と保護のうちに、文明化の原理を見出した。

「相生養の道」という訳語の背景には、韓愈の『原道』や戴震の『中庸補註』、荻生徂徠『弁道』「親愛生養の性」などが念頭にあったのかもしれない。重要なことは、西が自らの思想的伝統に依拠した語彙を駆使し、再解釈するなかで、留学を通じて文明的価値として学んだ社会生活における相互性の思想を、自らのものとして血肉化したことであろう。彼はミルやコントなど「欧洲儒学」としての19世紀「哲学」や、「心理学」に接近し、こうした人間の「性」をより科学的、経験主義的に把握しようと努めた。

先に見た西の社会契約批判と民撰議院時期尚早論の背景には、このような思想的営為が存在する。むしろ彼は議会制と人民の政治参加を軽視したわけではなく、漸進的な導入の必要性を説いている。しかし少なくとも西は、それを文明化の最優先事項とは考えず、むしろ直訳的導入を危惧した。それはまた、政治社会の成立を契約という作為ではなく、人々の「性」に基づく「相生養の道」に求めた文明社会像の一つの理論的帰結でもあった。

以上のように、西が触れた同時代ヨーロッパ思想世界においては、社会契約説は前世紀の危険な革命の記憶と結び付き、もはや妄説として斥けられていた。このことは、福澤諭吉の思想について「西欧では社会契約論の影がすっかり薄くなった1870年代に、（中略）社会契約論の突然変異的な先祖返りとでも云うべき事態が起こった」と読み解く、松沢弘陽氏の指摘とも表裏をなす⁽⁹⁾。それだけに福澤と西との間の、内地旅行と民撰議院を巡る論争は興味深い。「人民開化の度」を理由

に民撰議院設立を時期尚早とする西だが、他面で積極的な自由貿易論を展開し、維新後7年経ち「人間の身体も骨から変わった」として、外国人の内地旅行の容認を説いた。それに対し外国貿易の拡大に危機感を抱く福澤は、「今日に於て此民撰議院をも尚早しと云へば、旅行雑居は尚々早しと云はざるを得ず。国内に議院の行はれざるは、家内に於て親子兄弟の言を交ゆ可らざるが如し。一家無言の不和の内に他人を招て同居せんとは、果して何の心ぞや。思ふに、外国人は強くして迫るが故に旅行雑居の説を先にし、日本人は弱くして恐入るが故に民撰議院の論を後にしたることならん」と批判する⁽¹⁰⁾。この福澤の発言を、我々はどう受け止めるか。彼らによる西洋思想との対話は、西洋諸国との力の非対称性を前に、日本の独立のためには、ヨーロッパ国際法を受け入れ、外国交際と自由貿易を通じて社会的な活力の増進を図るべきか、それとも内治を優先し人民一般の気力と報国心を養うことを最優先とするか、という切実かつ固有の政治課題と密接に関連している。両者の優劣を簡単に断ずることはできない。

Ⅲ. 歴史と「民権の命脈」

社会契約説を批判し、「相生養する」人々の「性」に政治秩序形成の原理を見出した点では、加藤弘之も同様であった。蕃書調所の同僚として、維新期に西と津田のオランダ留学の成果に触れた加藤は、その後、ドイツ国家学と取り組み、明治8年に『国体新論』を出版。そのなかで加藤は国家成立の因由を巡り、「約束」説を斥け、「人は（中略）必ず互ひに相結び共に国家を成して人々相生養すべき天性あり」と主張する⁽¹¹⁾。加藤はここから、人の「性」に根差した「私事の自由」を「天賦」の権利として定める一方、政治的権利に関わる民撰議院の設立に対しては、時期尚早と強固に訴えた。その背景に、政治参加によって実現される古代的自由と、個人が享受する近代の自由とを峻別し、ルソー社会契約説に伏在する強制の契機を鋭く論駁したブルンチュリ国法学の影響があったこと、そして植木枝盛がその成果を反転させながら

継承したことは、山田央子氏の研究に詳しい⁽¹²⁾。

加藤訳・ブルンチュリ『国法汎論』に依拠しながら、しかし加藤とは対蹠的に、その天賦人權・自然権思想を急進的な形で読み替え、専制に対する抵抗権思想へと昇華させた植木枝盛は、その批判の矛先を、冒頭で触れた福澤諭吉『学問のすゝめ』6・7編へと向けた。彼は論説「赤穂四十七士論」のなかで、福澤の議論のうちにルソー「一般意思」論との相似性を見出し、「天下に通ずるの説に非ず」と斥ける。「人民の其社会に在るや、只我権利を以て自ら好で之に入りしのみ。蓋し権利は政府より重く、政府は権利の為に設くるのみ」⁽¹³⁾。政府が暴政を為す時には、「反かざるを得ざる也」。ここには、福澤を「リベラル」と揶揄した加藤から、ラディカルに民権を拡張し憲法における抵抗権の明文化まで主唱した植木へ、社会契約説批判を媒介とする、天賦人權論の逆説的な継承が見て取れる。

しかしなお、自由民権運動の思想家のなかには、社会契約説を斥けるとともに、急進的な自然権思想に基づく天賦人權論をも批判し、中江兆民とも植木枝盛とも異なる視座から、独自の民権論を展開した人物がいた。そもそも、社会契約を歴史的な虚構として批判するのであれば、それでは自らの政治社会の歴史的な成り立ちについて、どう考えれば良いのか。政治的権利を、日本の歴史・文化の内側から積極的に基礎付けることは不可能なのか。この難題に正面から挑んだのが小野梓である⁽¹⁴⁾。

小野の思想形成において興味深いのは、彼がいち早くローマ法研究に取り組んでいることである。明治7年にイギリス留学から帰国した小野は、真っ先にオランダ・ライデン大学のローマ法学者J. E. ハウドスミットの作品 *Pandecten-Systeem* (1866) の英訳を、『羅瑪律要』として「纂訳」する。彼はそこで、明治政府を中心に、ヨーロッパ法の直訳的導入と浅薄な模倣に終始する現状を批判しながら、あえて西洋法制の「泉源」に溯り、「法理」を解明することを目的として掲げている(『小』②34, ⑤316-317)。サヴィニーら歴史法学の成果に依拠したハウドスミットのローマ法研究に触れ

た小野は、現今西洋法制の「民権 (civil right)」の源流を辿り、それが共和制ローマの「衆民自治の気象」のなかで法的権利として実定法のもとに定められ、歴史的に培われたものであることを学ぶ。そしてそこにベンサム民法論を重ね合わせながら、西洋の法的伝統であるローマ法に胚胎する「法理」を基礎に、「合理の法」としての民法典の構築を試みる。

こうして小野は、明治国家が西洋諸国の後塵を拝する形で法典編纂時代に突入するなか、19世紀ヨーロッパにおいて自然権及び社会契約説を批判し広範な影響力を有した、歴史法学と功利主義の成果と向き合っていく。その思想的営為は、三つの点で特徴的である。

第一に、小野は「利学」との取り組みにおいても、民法を「法制の第一基礎」と定め、特にベンサムの民法論に強い関心を示した。これは、例えば陸奥宗光が同時期、法制官僚としてベンサム刑法論に傾倒したのとは対照的である。「相生し相養ふを正とし」「済度衆して衆と其樂を共にするは快樂の至大」(『小』③25)。人々が幸福を追求する「相生し相養ふ」相互関係の法的な枠組み作りこそ、小野は意を注いだ⁽¹⁵⁾。

第二に、ここから小野は「^{シビル}交際上の^{リベチー}権理自由」論を展開し、自然権思想・天賦人權論を基礎に急進的な権利拡大を目論む当時の自由民権運動家達に対して、「^{ナチュラ}天性上の^{ラル}権理(自由)を主張するの大暴悪事」「共存の道に大害」ありと強く異を唱えた。小野の説くところ、民権とは、「人間交際」の安寧を守るために実定法で定められた法的権利である(『小』③13-16)。この点で、小野の民権論は植木枝盛と真っ向から対立する。

そして第三に、西洋法制の歴史的な始源へと溯り、ベンサム法学を媒介に、「法理」としての民権論の析出を試みた小野は、西洋とは異なる「民法なる位想」なき「異俗殊習の大東洋」に民権を実現すべく、〈法と歴史〉を巡る困難な課題に正面から挑んだ。彼の主著『国憲汎論』(明治15-18年)には、その思想的格闘の跡が明確な形で刻み込まれている。

小野は『国憲汎論』のなかで、君主(天皇)と

国民による「君民同治」の理念を掲げながら、議院内閣制・責任内閣制と代議制の確立を唱える。そしてルソーの「民約の説」を批判的に検討し、「集権を貴で分権を賤しむ」ものであり、さらに「一国の主権は現在して而も明白なり、吾人必らずしも人民通般の意向を確知し而して後ち之を知るものにあらざる也」と論難する。「国会を組成するの事と之を解体するの事とを挙げて咸く之を万人の手に委するは、民人専制の弊を生ずるの基」でもある。（『小』①53, 144, 176）。

とはいえ彼は他面で、国民の政治参加を制度的に実現する必要性を積極的に説いた。政府が「民人自治の気象」を抑圧しようとするれば、「一国の禍乱早く既に此中に生じ、愈々抑へて愈々激し其極や巴黎満城の惨毒を致す」（『小』①186）。「民人自治の気象」に基づく国会が政治の一翼を担う「代議政治」こそ、「一人の専制と万人の抑圧を箝制調理」する制度である。ここには、先の「交際上の権理自由」論に通じる、法的権利としての民権への一貫した眼差しがある。それだけに、社会契約という理論枠組みをとらず、さらに「天性上の権理自由」論をも斥ける小野の憲法論においては、現今の「人間交際」の様態と来歴を問い、いかに「民人の権利」を日本の政治文化の内側から基礎付けていくかが、最大の焦点となる。

その問いを体現したものこそ、第12章「本邦古代の民権を溯源す」である（『小』①114-123）。そこで彼は、「日本古来政府ありて国民なし」という福澤論吉の言説を引き、それに対して疑義を呈する。確かに肉眼ではそう見えるかもしれないが、「顕微鏡」を用いれば、そこに「民権の命脈」を検出することができる。例えば『日本書紀』大化2年の「鐘匱の制」は、当時の民が「公に政事を討議するを得るの自由」を有していたことを示す。鎌倉以降の中世武家法でも、貞永式目の第4条等は、「民の為めに吏を置き吏のために民を属するに非らざるの理」が生き続けていた証左である⁽¹⁶⁾。このような「民権の命脈」は、徳川期に入ると武断政治のもと危機に瀕した。しかしそれでもなお、「暗黒世界を貫通」して人々の「脳宇」に法的伝統として脈々と受け継がれていく。そし

て開国以降、西洋政治理論との接触を通じて再び活力を取り戻し、「明治維新」をもたらした。ここに今日の「立憲の萌芽」がある。

小野はこうして日本の法的伝統の淵源へと溯及し、人々が「公に事を議し又た其官長を告訴するを得るの自由」「権利」を有する「民権の命脈」を救い出そうと試みた。小野が福澤の「日本には政府ありて国民なし^{ネーション}」を批判の俎上に載せていることは興味深い。その歴史解釈・福澤理解の妥当性とは別に、ここには、「民権の命脈」を析出し、それを基礎とすることなしには、日本の政治社会に自治・民権を原理とする新たな憲法体制を創出できず、「法理」に根差した法典編纂を遂行できない、という小野の強い思いが現れている。

ただし彼は最後まで「官人の抑圧に慣れ」た日本の政治文化への批判的眼差しを捨てていない。『国憲汎論』最終章では、たとえ立憲政体が実現しても、武断抑圧の名残が残る家父長制的な国家社会の悪弊の「根本を滅絶」し、「独立自治の精神」に満ちた政治社会を構築するまでは、それを適切に実施できないと指摘する。そしてそれは何よりも、「立憲の国民たるべき斯公衆」国民自身の手でなされねばならない（『小』①573）。小野にとって憲法の制定と法典編纂を実現するためには、自らの社会の歴史に胚胎する普遍性を持つ価値の命脈を救い出すとともに、それがなぜ十分な発展を見せず脆弱であるのか直視し、自国の特殊性や優位性に居直ることなく、日本の法的伝統を見つめ、鍛え直す必要があった。こうして彼は、ヨーロッパの法的伝統の始源に溯り、立憲政体を構想するその先に、真の立憲国民の手による新たな「衆民自治」の伝統の創出を企図したのである。

IV. むすびにかえて

小野梓は、しかしその後の行く末を見ぬまま『国憲汎論』完成から4ヶ月後の明治19年1月にこの世を去った。大日本帝国憲法の起草に参画した金子堅太郎は小野を追悼し、「日本の歴史を根底として欧米の学説を発達せしめざれば不可なりとの意見を懷」く『国憲汎論』は、「伊藤公も深く

之を熟読」しており、「日本憲法が小野君の力に負ふ所大」であると回顧している⁽¹⁷⁾。小野の実質的影響はともかく、確かに明治憲法には「日本の歴史を根底」としながら西洋の憲法理論が採り入れられている。しかし天皇大権を柱に定めた明治憲法は、制度機構においても、精神においても、小野の国憲論とは性格を異にする。

この差異を重んじるか、それとも彼の「君民共治」論自体、いわゆる「國體論」の枠内にあると考えるか、その判断は研究者の側の日本近代史解釈に委ねられよう。また、社会契約をフィクションという理由で批判する小野の政治理論が、「本邦」の歴史を「溯源」とするというもう一つのフィクションを生み出していることも、指摘せねばならない。だがそれ故にこそ、社会契約という理論枠組みをとらず、それを批判するなかで繰り広げられた小野の思想的格闘が、近代日本政治思想史において有する意義は深く、多義的である。

異質な伝統との遭遇を通じて、その源泉に横たわる本質への接近を試みるなかで、異なる歴史のもとに形成された普遍的可能性を有する「法理」をいかに体得し、自らの政治社会の思想的伝統の内側から基礎付けていくことができるか。さらに、その作業を通じて自らの政治文化それ自体を変革へと導いていくことは可能か。社会契約説との取り組みを通じて浮かび上がる、明治初期知識人達の思想的営為は、日本において政治理論・政治思想を研究することの意味を考える一助として、今なお重要な示唆を含んでいるように思える。

本文中で引用した文献は、次の通りである。

『西』：大久保利謙編『西周全集』全4巻（宗高書房、1960-1981年）、『津』：大久保利謙、桑原伸介、川崎勝編『津田真道全集』上・下巻（みすず書房、2001年）、『小』：早稲田大学大学史編集所編『小野梓全集』全5巻別冊1、早稲田大学出版部、1978-1982年、『学』：福澤諭吉『学問のすゝめ』改訂版（岩波文庫、2008年）、『明』：山室信一、中野目徹校注『明六雑誌』上・中・下巻（岩波文庫、1999-2009年）。

註

(1) J. ロールズ著、川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正

義論』改訂版（紀伊國屋書店、2010年）、xxi頁。

- (2) 松沢弘陽「社会契約から文明史へ—福澤諭吉の初期国民国家形成構想・試論」（『北大法学論集』第40巻第5・6合併号下巻、1990年）。その他、宮村治雄『新訂 日本政治思想史—「自由」の観念を軸にして』第10章（放送大学教育振興会、2005年）、伊藤正雄『福澤諭吉論考』（吉川弘文館、1969年）、など参照。
 - (3) 宮村治雄、前掲書、第14章、同『理学者 兆民—ある開国経験の思想史』（みすず書房、1989年）。その他、岡和田常忠「兆民・ルソー—『民約一名原政』訳解」（『年報政治学 日本における西欧政治思想』岩波書店、1976年）、井田進也『中江兆民のフランス』（岩波書店、1987年）、米原謙『日本近代思想と中江兆民』初版修正版（新評論、2003年）、など参照。
 - (4) 中江兆民「民約訳解」『中江兆民全集』第1巻（岩波書店、1983年）、91頁。
 - (5) 中江兆民「論公利私利」『中江兆民全集』第11巻（岩波書店、1984年）、22-23頁。
 - (6) 明治初年における社会契約説の受容は、儒学における「義利の弁」の思想的伝統と密接不可分な関係にあるが、ここでは問題の指摘にとどめる。明治思想史と「義利」論との関連を論じた研究として、宮村治雄、前掲『新訂 日本政治思想史』、安西敏三『福澤諭吉と西欧思想—自然法・功利主義・進化論』（名古屋大学出版会、1995年）、荻部直「『利欲世界』と『公共之政』—横井小楠・元田永孚」（『歴史という皮膚』岩波書店、2011年）、菅原光『西周の政治思想—規律・功利・信』（ベリカン社、2009年）、など。
- また「社会契約」と言っても、J. ロックとルソーのそれが内容を異にするように、その様態は多岐にわたる。すでに、高橋真司『ホッブズ哲学と近代日本』（未來社、1991年）のような研究も存在する。そのことを理解しつつ、このエッセイでは、当時の日本の思想家・知識人達が、多様な源泉を媒介にしながら「社会契約なるもの」をどのように捉え、批判し、そこから何を論じたのか、その広がり注目したい。
- (7) 西周と津田真道のオランダ留学、フィッセルリング五科講義、ならびに帰国後の彼らの政治思想的営為については、先行研究との関連も含め、拙著『近代日本の政治構想とオランダ』（東京大学出版会、2010年）を参照していただきたい。
 - (8) “J. R. Thorbecke aan G. Groen van Prinsterer, Leiden, 2 Augustus 1831”, in uitgegeven door G. J. Hooykaas en J. C. Boogman, *De briefwisseling van J. R. Thorbecke, Dl. I, 1830-1833*, 's-Gravenhage, 1975, p. 189.
 - (9) 松沢弘陽、前掲論文、759頁。明治初期におけるフランス「革命」観と「維新」「開化」論との関連を思想的に読み解いた研究として、宮村治雄『『開

- 化』と『革命』—日本におけるフランス革命』（『開国経験の思想史—兆民と時代精神』東京大学出版会、1996年）がある。
- (10) 福澤諭吉「外国人の内地雑居許可ならざるの論」『福澤諭吉全集』再版、第19巻（岩波書店、1971年）、523頁。
- (11) 加藤弘之「国体新論」（大久保利謙編『明治文学全集3 明治啓蒙思想集』筑摩書房、1966年）、163頁。徳川期から明治期に至る人間「性」の理解と政治秩序観の変容に光を当てた研究として、松田宏一郎「『文明』『儒学』『ダーウィニズム』（『江戸の知識から明治の政治へ』ペリカン社、2008年）がある。
- (12) 山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想—『国民』観念の成立とその変容（上・下）」（『東京都立大学法学会雑誌』第32巻第2号、第33巻第1号、1991-92年）。また、宮村治雄、前掲『新訂 日本政治思想史』第10・11章も参照した。
- (13) 植木枝盛「赤穂四十七士論」（『植木枝盛集』第1巻、岩波書店、1990年）、48頁。
- (14) 小野梓の政治構想、及び先行研究との関連の詳細は、前掲の拙著、第4・5章を参照していただきたい。
- (15) P. J. ケリーは、近年のベンサム研究のなかで、ロールズらの功利主義理解を批判し、ベンサム民法論の再評価を試みている。P. J. Kelly, *Utilitarianism and Distributive Justice: Jeremy Bentham and the Civil Law*, Oxford, 1990.
- (16) 丸山眞男氏は『丸山眞男講義録』第5冊（東京大学出版会、1999年）のなかで、「貞永式目制定期」を「市民法的考え方によって全体の法思想が浸透されていた時代であった」と分析し、第4条に関し、「弱者、不利な状況におかれた者の正当な権利保護が、『正義』と呼ばれる」と指摘している（121, 128頁）。
- (17) 早稲田大学仏教青年会編『小野梓』富山房、1926年、57-58頁。

2011年3月22日、慶應義塾大学において研究会 Quo Vadisが開催され、拙著『近代日本の政治構想とオランダ』の合評会が行われた。松沢弘陽先生と藤田潤一郎先生が報告を担当してくださり、会は5時間にも及んだ。フロアにいた宮村治雄先生や山田央子先生からも質疑、ご教示をいただき、著者にとっては、学問的な刺激に満ちた幸せな時間であった。このエッセイは、その時の討議をもとに書き下ろしたものである。合評会を主催してくださった鷺見誠一先生、書評を引き受けてくださった松沢先生、藤田先生、ならびに大地震直後の余震が続く不安な状況のなか参加してくださった多くの方々に、改めて心から御礼申し上げます。

緑の脱国民的転回は国家に向かうのか

——ロビン・エッカースレイ『緑の国家——民主主義と主権の再考』（岩波書店、2010年）を読む——

丸 山 正 次（山梨学院大学）

1. はじめに

「持続可能な発展（開発）」の概念を国際的な共有概念へと普及させた功績で知られる「環境と開発に関する世界委員会」による報告書『われら共通の未来』（邦題は『地球の未来を守るために』）（1987年）には、次のような現状認識が示されている。「地球は一つであるが、世界は一つではない。我々の生活は一つの共通の生物圏に依存している。しかし、個々の地域社会や国々は、外部に対する影響にほとんど配慮しないままに、自らの生存や繁栄を懸命に求めている。…今日では我々が自然に与える影響の規模は増大しており、我々が下す決定は国境を越えて影響を及ぼす。各国間の経済的相互作用の強まりは、一国の決定の結果が一層大きな影響を生じるように増幅している」⁽¹⁾。福島第一原子力発電所の事故後に生きている我々ではあるが、環境政治の世界では、人間が定めている境界（特に国境）が、ネットワークとしての生態系という自然的事実とは即応していないことが、重大な課題として当初から認識されてきた。また、現代世界はグローバル化が特に社会・経済面では進んでいる。そして、原子力や遺伝子組み換え技術のように、被害が出たり分かったりした段階では責任を負いきれなくなってしまう巨大科学技術が世界規模で進展してきている。ところが、こうしたグローバル化や巨大技術の影の部分に対処すべき政治制度だけは、依然として概ね「第一の近代」に留まっている。この「第二の近代」と「第一の近代」のずれ⁽²⁾、これもまた環境政治の課題であった。

こうした問題関心を背景にして、環境政治をラディカルな政治変革の問題として捉える「緑の政治理論」においては、1990年代後半からいわば「脱

国民的転回transnational turn」⁽³⁾とも呼ぶべき、理論的な動向が登場した。そこでの主題は、「環境的正義」、「環境的権利」、「環境的民主主義」、「環境保護運動」、「環境的シティズンシップ」などと多様であったが、いずれも旧来の構想とは異なっており、「脱国民化」、「脱領域化」、「グローバル化」された上記概念の構想を提示しようと試みる点では共通していた。本書評の対象とするエッカースレイの著作もそうした「転回」潮流の中の一つである。では、彼女はどのような形で「脱国民的転回」を構想したのか、まずはその叙述を追うことにしよう。

2. 方法と目標

この著作は序章を含めて8章と短い結論で構成されている（以下同書からの引用は翻訳頁を本文中に（ ）で示すが、訳文は変えた場合もある）。最初の序章では、著作全体で使われる研究方法と研究目標が述べられている。彼女によれば、彼女の研究視角は「批判的な政治的エコロジーcritical political ecology」であり、それは、「解放の企図を人間と人間以外の世界の双方を含むように拡大することによって、批判的構成主義critical constructivismの洞察に依拠する」（11-12）ものであるという。この規定には彼女のアプローチの特徴が3点ほど窺える。

第一の特徴は、「人間世界と人間以外の世界双方の解放」を目指すとする点である。彼女は博士論文を基に公刊した以前の作品『環境主義と政治理論』（1992年）で「エコ中心主義」に依拠する緑の政治理論を提唱していたが、今回も基本的にその立場が継承されている。第二の特徴は「批判的」の用語に示されている点で、この「批判的」とはフランクフルト学派の「批判理論」の伝統に

依拠するという意味である。そして、彼女によれば「批判理論」は「社会的行為者によって反省的に受け入れることができるという意味で、何がより合理的なものとみなされるか」(11、強調はエッカーズレイ)を発見する理論であるという。そこで、現実を所与のものとしてではなく、内在的に批判し、反省的に再構成すべき対象として扱っている。そして最後の特徴は、構成主義である。彼女に言わせれば、(注で明示されているが、それは国際関係論における近年の構成主義的なアプローチを要約したものであるが)構成主義は「客観的現実があるという主張は、常に不可避免的に評価的、歴史的に偶然的、そしてさまざまな社会的枠組みと社会的な視点によって篩にかけられている、と解釈」(11)するという。この視点から、過去についてはこの篩を洗い出し、将来に関しては、未だ実現されてはいないがしかし既存の社会制度の中に内在している価値や規範の「アイディア」を見出し、これを解放のための「物語」へと構成していく、それが彼女の「批判的構成主義」であった。

こうした方法で、環境保護を妨げる篩としてエッカーズレイが特に取り上げるのは、次の三つの見方である。1. 主権国家によって形成される国際関係は「無政府的な性格」をもっているという見方、2. 国家は「資本蓄積の協力者」であり、近年の経済のグローバル化に対しては自らそれを促進させることで、己の操舵能力を低下させているという見方、3. 自由民主主義国家における「行政国家」の道具的合理性の存在と、環境のような公共財の保護を制約する自由主義的特性に由来する「民主主義の欠陥」(17)である。これらに反して、その見方に疑問を投じる近年の現象を指摘し、そこに内在する「共有された理解」を支える「アイディア」を活かしつつ新たな国民国家像を提示していく、これが次章からの彼女の叙述の基本戦略となっている。

3. 内在的批判

第2章「国家とグローバルな無政府性」は、上

記三つの見方の内の第一番目、国際関係についての無政府性の理解への反論がなされる。ここで注目される現象は、第一回国連人間環境会議以後の多様な環境条約、環境宣言、環境行動計画の増大である。こうした環境的多国間主義の進展を前提として、エッカーズレイは、国際関係論における三つの説明理論を比較検討する。それらは、権力追求を基礎に据えて国家の行動を捉える「現実主義」ないし「新現実主義」と、制度によって実現される取引上の利益によって国家の行動を捉える「新自由主義的制度主義」、そして最後が、社会的学習によって「自己利益を再考する」アクターを国家にも適用する「批判的構成主義」である。言うまでもないが、彼女が見出すアイディアは、最後の批判的構成主義の中にある。

彼女はこの説明理論をいくつかの局面から詳説していくが、環境的多国間主義と特に繋がられているのは、(新)グラムシ主義の意味での「ヘゲモニ的権力」の見方である。この権力観によれば、(同意と強制の混合に基づく)ヘゲモニ的権力の場合には「秩序の正当化は、露骨な利己主義というよりも、むしろ普遍主義に置かれる」(43)ことになる。そこで、自国に都合のよいどのようなレジームでも強制力だけで維持することはできず、「他者が受け入れ可能と判断してくれるような理由を提供する」(45、強調はエッカーズレイ)普遍主義的レトリックに強国も縛られるようになる、というのである。環境問題のような「越境的性質を有する」共通の関心事で多国間主義が進展するのは、まさにこうしたヘゲモニ的権力によって諸国家が協力しあうようになっているからだ、とエッカーズレイは論じるのである。

続く3章「国家とグローバルな資本主義」では、序章で挙げられた第二の篩、すなわち、国家の資本蓄積への協力(増進)機能への反論がなされる。ここで批判の対象となるのはネオマルクス主義の国家論である。そして、このパラダイムに反する現象として注目されるのは、環境保護の視点で「福祉国家から競争国家へ」と変身することでグローバル化に対処しようとする先進諸国であり、この変身を支えるアイディアとしての「エコロジー的

近代化」である。

周知のように、70年代のネオマルクス主義者（J・オコンナー、J・ハーバーマス、C・オフフェなど）による「資本制的福祉国家論」では、資本制的福祉国家には根本的に矛盾する二つの機能的命令が存在するとされていた。つまり、資本の利益を保護することに（国家財政が主としてそれに依拠しているが故に）一方で国家は関与しながら（蓄積機能）、他方で、そうした資本蓄積が生み出す社会的なマイナスの副作用に対する国民からの要望に応えることに関与するのである（正統化機能）。そして、後者の徹底した追求は前者の機能を損なうことになるので、福祉国家は「危機」に陥るとされた。この理論構成をさらに発展させて後にエコマルクス主義を提唱するようになったオコンナー⁽⁴⁾は、後者の「福祉サービス」機能に「環境保護サービス」を加えたが、国家活動の機能主義的な見方には変化がなかった。

このパラダイムに対して、エッカーズレイが疑問を呈するのは、その機能主義的説明がシステムの破局的崩壊以外に変革の道を見出せなくなり、社会的勢力による政治的、言説的な闘争の意義を理解できなくさせる点である。これに対して構成主義の視角からすれば、国家の機能は決して客観的に定まっているわけではなく、蓄積機能も正統化機能も、人々が「共有する理解」の変化によっては、相当程度その中身が変わりうることになる。この視点で、最近の国家政策を見てみると、グローバル化の進展に対処するため、資本の国際的な競争力を高める役割を国家政策に求める「競争国家」への関心の高まりが見てとれる。こうした競争戦略の中身は多様であるが、それらの中には、環境規制を緩めるのではなく高めることで産業の競争力をつけようとする、新たな政策アイデアが含まれている。それが環境保護と経済成長との両得を目指す「エコロジー的近代化」である。

もっとも、エッカーズレイはP・クリストフによる「エコロジー的近代化」のタイプ分けに依拠して、蓄積と正統化の間の矛盾を短期的に軽減し、環境的効率性の追求を主目的とする「弱いエコロジー的近代化」と、近代化そのものを自省し、経

済的・社会的システムの転換をも視野に入れる「強いエコロジー的近代化」を区別する。彼女によれば、これら二つのアプローチは、相互に排他的なものではなく、むしろこれらの両極によって定義される連続的可能性の一部として理解されるものであるという（77）。そして、単なる「弱い」競争国家戦略を「強い」ものにしていくには、国家内部の問題点を克服しなければならない。そこで、この点における篩いを次章で検討していく。

第4章「自由民主主義国家の限界」では、先の篩いの第三「自由民主主義国家」の民主的欠陥を具体的には二つの側面から取り上げる。現代国家が道具的合理性に傾斜した行政国家である点と、個人の私的選好の尊重と善に関する国家の中立性を掲げる「自由主義」を基本原理として運営されている点である。これらが環境保護のような公共善の促進にとって不都合となることは説明の必要もないので、ここでは、それらに対するエッカーズレイが注目する修正可能なアイデアを取り上げよう。

前者について挙げられるのは、国家権力の民主的監視につながる「説明責任accountability」のアイデアであり、具体的には、知る権利の立法化、環境報告、環境影響評価、市民陪審制度、コンセンサス会議などである。他方後者については、コミュニタリアンのリベラリズム批判をさらに拡張するアイデア、つまり、生命圏共同体の一員という人間の存在論へとコミュニティを拡大することが挙げられる。こうした人間の実在性を前提にすれば、諸個人の善の構想には、この生命圏の統合性が不可欠となる。そこで、国家の中立性のアイデアは原子論的自我観を支える自由主義のドグマでしかなく、むしろ「あらゆるものためのエコロジー的自由」（118、強調はエッカーズレイ）を実現することが国家の役割となる、というのである。

4. 規範的展開

以上で、既存の自由民主主義国家の「緑化」の可能性については論証された。残りの章は、こう

した「国家」に付加される規範的な要請に充てられ、国内的要請が5・6章、国際的要請が7・8章で示されている。

まず第5章「自由民主主義からエコロジー的民主主義へ」では、「あるリスクによって影響を受ける可能性のあるものすべてが、そうしたリスクを生み出す決定に参加するないし代表される」(123) エコロジー的民主主義が主張される。ここにある「すべて」は文字通りに解されているので、この民主主義での要点は、既存の政策決定過程から「排除されてきた(いる)」将来世代、人間以外の自然を政治的に代表させることになる。そこで、エッカーズレイは、熟議民主主義を柱としながらも、最終的な意思決定をも考慮にいて、この代表のための方法や原則を道徳的、認識論的、政治的、制度的な挑戦に分節化して提起していく。中心的な論点は、「自然」が相互主観的に構成されたものであることは認めつつも、自然の存在との距離を自覚して「近似的な代表」となる政治的受託職 political trusteeship の承認と、多様な代表制、そして環境被害を受ける可能性を持つものに有利となる「予防原則」の立憲化である。

この関連で第6章「民主主義国家の緑化」では、ハーバーマスの討議民主主義が手続き主義に拘泥し、かれが理想とする状態への「接近方法」が示されていないことが批判される。討議のフォーラムを「歪曲する権力」の変数をできる限り統制するには、第5章で示したような排除されてきた(いる)ものへの国家による「政治的エンパワメント」が必要だというのである。

第7章「コスモポリタン民主主義対脱国民的国家」では、先の「エコロジー的民主主義」の原則、すなわち「影響を受ける可能性のあるすべてのもの」が国境を越えて存在しているという現実への対処方法が論じられる。ここでエッカーズレイは、まず、環境保護のような公共善のための犠牲を求めるには、「厚い」信頼と連帯が必要なので、帰属を共同体の原理とするコミュニタリアンに賛同し、民主政治の具体的な基盤には国民共同体を置く。しかし、「被影響」を考慮に入れるには、何らかのコスモポリタンの原則が必要になる。そこ

で、「影響を受けるものたちの想像上の共同体」がそれに加えられるような民主主義が構想される。その際、ポイントとなるのは、そうした「脱国民的な民主的意思形成」は最終的には「法律」によってしか効力が生じないことである(210)。こうしたことが可能になるには、現在の領土的なガバナンスの構造を積極的に利用しつつ、重層的で補完的なルール構造を生み出すしかない。それが実際に生まれるのは、国家同士の多国間協定である。この「内-外-内」(215)の視点から、エッカーズレイはこうしたものの最適の例としてオーフス条約を挙げ、そうしたユニットによる「デモンストレーション効果」(225)と説得による脱国民志向の国家の拡大を主張していく。

第8章「主権における緑の進化」では、主権概念についての批判的構成を行い、「共有された理解」がいかに緑化できるかを示す。言い換えると、排他的な領土支配を正当化する主権言説が健全な生態系の維持には不適切だとする見方に対抗して、むしろそうした主権理解にエコロジー的修正を加えると逆に排他性が環境保護のために使えることを指摘していく(261)。たとえば、「有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約」は、南の諸国による北の多国籍企業への緑の盾として使うことができる。これを一般化して、環境危害が主権に対する不当な侵害とみなされれば、環境リスクを引き起こす国には、そのリスクを予防ないし極小化する義務が生じるのである。このように主権を取り巻く物語の構成を変えれば、排他的な領土主権概念でさえ「緑化された主権」になりうるというのがここでの主題となっている。

5. 残された課題

「緑の政治理論」が日本ではあまり紹介されていないこと、また彼女が自ら指摘しているが、緑の理論家や活動家たちは概して「国民国家に対して否定的ないし両義的な姿勢」を示しているのが普通⁽⁵⁾なため、緑の「国家主義者statist」⁽⁶⁾の彼女の主張をやや詳細に紹介した。紹介だけでもわかるように精査すべき論点はかなり多い。ここ

では、紙幅の都合もあるので、環境政治理論の視点から2点だけコメントしておきたい。

まず第一点は、彼女がとった方法の普遍性に関わる。彼女は批判的構成主義から見た構造理解についてこう述べている。「構造は行為主体の反復される実践によって生じるので、行為主体間の相互作用のパターンにおける変化は社会構造の変化を生み出しうる」(29)。これは基本的にA・ギデنزが提唱した社会システムについての「構造化理論」⁽⁷⁾と同種の仮説だと思われるが、彼女はこの仮説を国際関係と国内政治過程との両者に対して一様に適応している。仮に彼女が言うように、国際社会には無政府的な秩序でさえ、諸国家によって共有された意味と歴史に基づくハーバーマスの意味での生活世界が存在しており(47)、だからこそ「諸国家からなる〔国際〕社会において〔国民国家が〕よき国際的市民として振る舞うだろう」(16)と期待できるとしても、同様の環境は、国民社会の決定過程にも存在するのであろうか。たとえば、「エコロジー的近代化」のアイデアが国内における国家の蓄積命令を変容させていると彼女は指摘するが、それでも「弱い」タイプと「強い」タイプを区分せざるをえなくなっている。つまり、「蓄積」命令が同じアイデアを相当程度変形させることを認めている。また彼女は「民主的監視」の意義と国家権力の運営原則(応答責任と予防原則)に「弱から強」への転換可能性を求めて行くが、どちらの原則も権力側の裁量権は大きい。このように、国内においては、国家の「蓄積命令」と「正統化命令」の強度をどう見るかはさらに検討が必要であるように思われた。

第二点はこの民主的統制に関わる。彼女は本書で多くの理論を批判の対象としているが、中心に置かれたのはJ・ハーバーマスの討議倫理である。その批判のポイントは、一つは、道徳的な配慮の可能性を最大限拡張し、コミュニケーション能力の有無でその範囲を限ることを否定する点であった。対話共同体の外に在る生まれざるものや、人間以外の自然すらも示すであろうと想定される同意を求めるために、そうしたものの「代表者」を討議過程に導入せよというのである(134-135)。

そしてもう一つのポイントは、「公共圏の潜在力を現実化する」(173)ための具体的な方途であり、システムの過小代表となっているものに対する公的権力による支援である。

どちらも、たしかに「包摂」の増大にはつながっており、一見すると「民主主義の拡大」にはなっている。しかしながら、ここまで包摂するものを広げると、誰が適切な政治的受託者になるのかが問われざるを得なくなる。彼女はそれらの多様性を一方で繰り返し説きながらも、他方では「経済と社会がそこに埋め込まれているエコシステムの統合性を確実に守らせるために、国家による規制的・財政的操作機構を配備する」(15)とか、あるいは「環境的公共利益を政治的・法的に代表する責務を担う独立した公的機関、たとえば、環境擁護局 environmental defenders office」(274)の憲法による設置を語っている。これらはある種の環境専門家集団を想定していないだろうか。もしそうならば、かつて生存主義者⁽⁸⁾のW・オフュールスは、「エコロジー的に複雑な定常社会」に達するためには「そうした社会をうまく運営するのに必要な深遠な知識をもったエコロジーのマンドリン階級」⁽⁹⁾が必要になるとして権威主義的政治を承認したが、彼女の提案は結果的にこれに近づいていることになる。これもまた検討が必要であると思われた。

総じて彼女の議論は、既存の政治世界に分け入ろうとする緑の党のような政治勢力にとっては、強力な後押しとなるであろう。だが、そうした勢力を支える緑の社会運動にとっては、「制度を通じての長征」が本当に有効かどうかはまだ明確な結論は出せないのではないだろうか。そしてまた、かつてR・グッディンが指摘した「民主主義を提唱することは手続きを提唱することであり、環境主義を唱道することは実質的な帰結を唱道することである。前者の手続きが後者のような帰結を生み出すことをどうやってわれわれは保障できるだろうか」という緑の難題⁽¹⁰⁾は、彼女の今回の議論でも依然解決されてはいないのではないだろうか。

最後に翻訳について。本書の翻訳には、共

訳の常か、訳者によって異なる訳語に疑問符のつくものが散見された。例えば、「脱国民的transnational」が「脱国家的」、「脱国民化transnationalize」が「脱国家化」、「(人間以外の自然をふくむ) あらゆるものall」が「すべての人々」、「(自然の) 実在」とすべき「real, reality」が「現実」、「(国家の) 命令imperative」が「(国家の) 責務」とされている時があった。こうした訳語は本書の趣旨からしてミスリーディングなものではないだろうか。とはいえ、本書は緑の理論を含めた広範な政治理論との対質を通して自説を展開するものとなっているため、欧米の研究者ですら、「時に厳しく、骨の折れる読書」を強いると評している⁽¹¹⁾。そうした難解な著作を日本語に訳出した訳者たちの努力は、相当なものであったと思われる。環境政治理論を学ぶものとして大いに感謝したい。ただ、その共訳者たちの努力が書誌情報に反映されていないのは理解に苦しむざるをえない。

注

- (1) 環境と開発に関する世界委員会著 大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』(福武書店、1987年) 48-49頁。
- (2) Beck, Ulrich, *Ecological Politics in an Age of Risk* (Cambridge: Polity Press, 1995), p. 107.
- (3) この表現はR・エッカーズレイから借用した。Eckersley, Robyn, "Green Theory", in Dunne, Tim, Kurki, Milja and Smith, Steve (eds.), *International Relations Theories: Discipline and Diversity* (Oxford: Oxford. U.P., 2006), p. 252.
- (4) 彼によれば、資本制社会では、労働力への搾取率を高めることでより高い利潤率を求める私的資本の動きと、その結果として生じる生産の増大に比べて消費需要が社会的に低下するという「資本主義の第一矛盾」に加えて、私的資本が労働条件の劣悪化や汚染費用の外部化などによって長期的には生産条件を悪化させたり、あるいは、そうした公害や生活環境の悪化を回復するよう資本に求めたりする社会運動の拡大によって、生産費用が増大する「資本主義の第二の矛盾」を抱えるという。これらの矛盾を緩和するのが国家の正統化機能となる。O'Connor, James, "Is Sustainable Capitalism Possible?", in do. (ed.) *Is Capitalism Sustainable?: Political Economy and Politics of Ecology* (New York: Guilford Press, 1994),

pp. 158-162.

- (5) Eckersley, Robyn, "Greening the Nation-State: From Exclusive to Inclusive Sovereignty", in do. and Barry, John (eds.), *The State and the Global Ecological Crisis* (Cambridge: MIT Press, 2005), p. 159.
- (6) J・ドライゼクたちは「緑の国家」をタイトルに含む作品を本書刊行直前に発表した¹²⁾が、その際彼らは、「緑の国家」研究に携わっているエッカーズレイに敬意を表して彼女をこう呼び、彼女にその著作を献呈している。Dryzek, J. S. et al., *Green States and Social Movements: Environmentalism in the United States, United Kingdom, Germany, and Norway* (Oxford: Oxford U.P., 2003), p. x.
- (7) ギデنز¹³⁾は自らの構造化理論をこう説明している。「構造化のアイディアにとって決定的なものは、構造の二重性である。…構造の二重性の概念に従えば、社会システムの構造特性は、それを再帰的に組織化する〔エージェントの〕実践の媒体であると同時に帰結にもなる」Giddens, Anthony, *Constitution of Society* (Cambridge: Polity Press, 1984), p. 25.
- (8) 「生存主義者」とは、環境言説の中の一つの立場を指す用語で、生物間の生き残りをかけた争いを物語の筋にして環境問題を構成する人々を指している。J・S・ドライゼク著 丸山正次訳『地球の政治学——環境をめぐる諸言説』(風行社、2007年) 第二章参照。
- (9) Ophuls, Wiliam, *Ecology and The Politics of Scarcity: Prologue to A Political Theory of The Steady State* (San Francisco: W. H. Freeman, 1977), p. 163.
- (10) Goodin, Robert, *Green Political Theory* (Cambridge: Polity Press, 1992), p. 168.
- (11) Saward, Michael, "The Green State: Rethinking Democracy and Sovereignty by Robyn Eckersley", *Environmental Politics*, 14 (5), 2005, p. 709.

2010年度第3回理事会議事録

2011年5月28日（土）12時30分～13時45分

於・姫路獨協大学 講義棟3階 306S

出席者：

理事 川崎修（立教大学）、飯田文雄（神戸大学）、
小田川大典（岡山大学）、押村高（青山学
院大学）、荻部直（東京大学）、菊池理夫（南
山大学）、北川忠明（山形大学）、権左武志（北
海道大学）、佐藤正志（早稲田大学）、清水
靖久（九州大学）、杉田敦（法政大学）、辻
康夫（北海道大学）、寺島俊穂（関西大学）、
萩原能久（慶應義塾大学）、松田宏一郎（立
教大学）、山田央子（青山学院大学）

監事 堤林剣（慶應義塾大学）、安武真隆（関西
大学）

議題：

1. 2010年度決算報告

川崎代表理事より、決算報告がなされた。堤林・
安武監事より会計報告内容に相違ないことが報告
され、了承された。

2. 2011年度予算案

川崎代表理事より、2011年度予算案が提出され、
了承された。

3. ホーム・ページのサーバーについて

川崎代表理事より、国立情報学研究所による現
在の学会ホーム・ページ支援サービスが2011年
度末をもって廃止されるため、代替のサービス提
供者を検討した結果、現在事務局業務を委託して
いる（株）アドスリーに依頼することが提案され、
了承された。

4. 2010年度研究奨励賞について

川崎代表理事より、本年度は合計8名の受賞者
があったことが報告された。

5. 2012年度研究会企画委員会委員について

川崎代表理事より、以下の3名に委員を依頼す
ることが提案され、了承された。

川出良枝（主任）、松田宏一郎、荻田真司（國
學院大学・会場校）

6. 各委員会委員の追加について

川崎代表理事より、国際交流委員会委員に荻部
理事を、学会誌編集委員会委員に辻理事を追加す
ることが提案され、了承された。

7. 各委員会報告

・2011年度研究会企画委員会

権左理事より、研究会が順調に進行中であるこ
とが報告された。

・学会誌編集委員会

寺島理事より、来年度も5月1日刊行を目指し
編集作業を行うこと、公募論文応募用紙をホーム
ページからダウンロード可能にしたことが報告さ
れた。

・国際交流委員会

川崎代表理事より、2011年度の日韓共同学術会
議「東アジアの歴史と思想」は、9月24(土)、25(日)
の両日成蹊大学での開催を目指し準備作業が進行
中であることが報告された。

・ニューズレター委員会

押村理事より、次号は7月刊行の予定であるこ
とが報告された。

・ホームページ委員会

萩原理事より、今後ホームページの移行作業に
関してアドスリーと交渉を開始することが報告さ
れた。

8. 『政治思想研究』の電子ジャーナル化について

川崎代表理事より、独立行政法人科学技術振興
機構が公募中の電子アーカイブ事業対象候補誌選
定事業に応募することが提案され、了承された。

9. 入会希望者の承認

以下の7名の入会が承認された。

加藤伸吾、Winkler Chris、上谷修一郎、アンドレ・
リネベ、松尾隆佑、福原正人、武藤功
(文責・事務局 飯田文雄)

政治思想学会 2010 年度会計報告書

収入の部

前年度繰越金	6,874,038
補助金（櫻田会）	1,000,000
会費	2,273,500
学会誌売上金	154,888
研究会余剰金	327,460
利子	266

総計	10,630,152
----	------------

支出の部

研究会開催費	200,000
業務委託費	848,228
学会誌費	1,358,700
事務局費	68,413
会報費	234,150
学会奨励賞費	244,200
小計	2,953,691
次年度繰越金	7,676,461

総計	10,630,152
----	------------

資産内容

郵便振替口座	6,762,371
アドスリー管理・銀行口座	156,415
事務局管理・銀行口座	736,084
現金	21,591
総計	7,676,461

(単位/円)

*本会計年度は2010年4月1日から2011年3月31日である。

**業務委託費は、通信費・コピー代などの実費請求費を含む。

***収入の部の学会誌売上金は風行社扱いが101,338円、事務局扱いが53,550円である。

****学会奨励賞費は、賞状作成費を含む。

政治思想学会 2011 年度予算案

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	7,676,461	研究会開催費	200,000
補助金（櫻田会）学会誌発行助成金	1,000,000	業務委託費	950,000
会費	2,200,000	学会誌費	1,300,000
学会誌売上金	100,000	事務局費	50,000
利子	300	日韓国際学術会議開催費	200,000
		会報費	250,000
		学会奨励賞費（30,000 × 10 人）	300,000
		ホームページ管理委託費	100,000
		小計	3,350,000
		次年度繰越金	7,626,761
総計	10,976,761	総計	10,976,761

（単位／円）

*本会計年度は2011年4月1日より2012年3月31日である。

**業務委託費は、通信費・コピー代などの実費請求費を含む。

2011年度第1回理事会議事録

2011年5月29日（日）11時45分～12時45分

於・姫路獨協大学 西館3階 34S

出席者：

理事 川崎修（立教大学）、飯田文雄（神戸大学）、
小田川大典（岡山大学）、川出良枝（東京
大学）、北川忠明（山形大学）、権左武志（北
海道大学）、清水靖久（九州大学）、辻康夫（北
海道大学）、寺島俊穂（関西大学）、萩原能
久（慶應義塾大学）、松田宏一郎（立教大学）

監事 堤林剣（慶應義塾大学）

議題：

1. 2012年度研究会（國學院大学）の企画について
川出理事より、2012年度研究大会（5月26、27日）
のテーマを「政治思想における言語・会話・討議」
とし、「会話・社交・文明」「討議デモクラシーと
議會」「言語と政治」等のパネルを企画中である
との報告がなされた。また公募パネルについては、
統一テーマに関連したパネルを公募し、日曜日に
配置することを試行することとし、詳細な公募規
定については研究会企画委員会で作成することが
提案され、了承された。

2. 入会希望者の承認

以下の5名の入会が承認された。

古矢旬、高山智樹、保田幸子、石塚淳子、水谷
仁

（文責・事務局 飯田文雄）

[韓国政治思想学会会長からのお見舞い]

日本政治思想学会の皆様へ

私は韓国政治思想学会の会長を務めています全敬玉と申します。本学会の多くの会員や理事役の方々の要望を受け、学会を代表して貴学会の皆様にお見舞いの気持ちを届けたいと思います。

何と表現すればよいかわかりませんが、この度の災害によって亡くなった方々や愛する家族や親友、知人を失った方々、また今なお苦境にある方々のことを思うと心が痛みます。

そしてそれは私たちにとっても大きな衝撃であり、悲しみでした。

そこで私たちにできることは海の向こうの知人からご連絡を待つことしかできませんでした。が、大きな喪失に挫けず、黙々と一つひとつ復旧に取り組む様子を見るに至って、私たちも勇気付けられました。また人間と生、自然についても一度振りかえってみる契機にもなりました。

皆様、どうぞ忘れないでください。皆様とともに荒波を渡る友たちがいることを！

2011年3月20日

韓国政治思想学会の会員を代表して

全敬玉 拝

*なお、政治思想学会からのお礼として、川崎代表理事より謝辞が送られました。

2011年度 第10回韓国・日本 政治思想学会 国際学術会議「東アジアの歴史と思想」

共同主催：韓国政治思想学会

日本政治思想学会

成蹊大学アジア太平洋研究センター

問い合わせ：caps@jim.seikei.ac.jp

日時：2011年9月24日（土）・25日（日）

場所：成蹊大学4号館101教室（4号館ホール）

・同時通訳付き（日本語・韓国語・中国語）

・予約不要、参加費無料（各日とも先着200名まで）

第1日目 2011年9月24日（土）

〈開会の辞（9：50～10：00）〉

挨拶：成蹊大学アジア太平洋研究センター所
長・中神 康博

〈第1セッション（10：00～12：30）〉

「東アジアの近代とナショナリズム」

司会：金 容敏（韓国外国語大学）

報告者：

1. 魯 炳浩（韓国外国語大学）
「南原繁のナショナリズム—西欧留学と
〈日本〉」

2. 米原 謙（大阪大学）
「日本ナショナリズムと東アジア」

3. 加藤 節（成蹊大学）
「政治思想の日本的文脈—批判主義の系
譜」

コメンテーター

1. 韓国側—金 聖昊（延世大学）
2. 日本側—荻部 直（東京大学）

〈第2セッション（14：00～17：00）〉

「東アジアにおける中国」

司会：金 光旭（成蹊大学）

報告者：

1. 李 三星（韓国・翰林大学）
「現代中国の全体主義の経験と東アジア
のアイデンティティ—1960－1980年代

の中国における政治現実の認識と東アジ
ア政治伝統の問題」

2. 潘 維（北京大学）

「当代中華体制の解析」

3. 石 之瑜（台湾大学）

「グローバル・セルフ・ガバナンス—中
国思想史の文脈における責任ある大国の
実践」

4. 李 曉東（島根県立大学）

「憲法と国会—近代日本と中国の立憲主
義に対する受容」

コメンテーター：

1. 韓国側—柳 弘林（ソウル大学）
2. 日本側—光田 剛（成蹊大学）

〈レセプション（17：30～19：30）

於：成蹊大学10号館12階（参加費無料）〉

第2日目 2011年9月25日（日）

〈第1セッション（10：00～12：30）〉

「東アジアの伝統思想」

司会：全 敬玉（韓国・淑明女子大学）

報告者：

1. 李 鐘殷（韓国・国民大学）
「中国と西洋における自然法則と自然法」

2. 羅 禎源（韓国・江原大学）
「東アジアにおける外来仏教の政治的変
容と在来の土着信念」

3. 石川 公彌子（日本学術振興会特別研
究員）
「近代国学—折口信夫を中心として」

コメンテーター：

1. 韓国側—高 熙卓（延世大学）
2. 日本側—平石 直昭（帝京大学）

〈第2セッション（14：00～17：00）〉

「政治思想における西欧と東アジア」

司会：李 静和（成蹊大学）

報告者：

1. 梁 承兌（韓国・梨花女子大学）
「兪吉濬の西洋政治学導入と朱子学的政治学の終焉」
2. 韓 東育（中国・東北師範大学）
「荀子・韓非子の政治学と徂徠学」
3. 黄 俊傑（台湾大学）
「儒家政治思想の中における道徳的主体性の客観化」
4. 宮村 治雄（成蹊大学）
「『東洋のルソー』の政治思想—中江兆民再考」

コメンテーター：

1. 韓国側—張 鉉根（韓国・龍仁大学）
2. 日本側—平石 直昭（帝京大学）

〈閉会の辞（17：10～17：30）〉

挨拶：韓国政治思想学会会長・金 容敏（韓国外国語大学）
日本政治思想学会代表理事・川崎 修（立教大学）

第19回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ

2012年5月26日(土)・27日(日)に國學院大學で開催される第19回研究会において、試験的に、自由論題の新しい形式として、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募して下さい。

1. 募集するパネルの内容

- ・統一テーマ「政治思想における言語・会話・討議」に関連した内容を主題としたパネルを公募します。

2. 応募資格

- ・パネルを構成する司会者と報告者が、全員、応募の時点で学会員であることが必要です。
- ・第18回(2011年度)研究会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した人は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、第18回研究会において、司会者・討論者であった人は、報告者または司会者として応募できます。
- ・司会者および報告者として応募する人は、第19回(2012年度)研究会の自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

3. パネルの構成および報告時間

- ・パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。
- ・各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- ・一つのパネルは1時間40分とし厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を

一応の目安とします。

- ・公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従って下さい。
- ・パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の日曜日の8:40-18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいて下さい。

4. 応募手続き

- ・応募は応募代表者が行います。
- ・応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んで下さい。
- ・応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入したもの3部を、下記宛てに郵送して下さい。
 - ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2000字以内)
 - ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2000字以内)
 - ③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

・郵送先

〒113-0033

東京都文京区本郷7-3-1

東京大学大学院法学政治学研究科

川出良枝

- ・上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限

ります。

- ・ Eメール宛先

川出良枝 jcpst2012kikaku@yahoo.co.jp

- ＊件名欄に「政治思想学会2012年公募パネル」と明記してください。

- ・ 締切日（郵送・Eメールともに）**2011年9月15日（木）必着**

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て 2011年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2012年4月20日（金）までに、報告原稿またはレジュメのファイルをホームページ担当者の小田川（daisuke.odagawa@gmail.com）にメールで送って下さい。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDFの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿を事前に送付して下さい。
- ・ 報告の際に配布するレジュメないし、報告原稿を、当日30部程度用意してください。

7. 応募文書等の返却

応募文書、報告原稿等は返却しません。

なお、2013年度以降における、パネル単位の公募セッションの開催については、応募状況および当該年度開催校の諸事情などを考慮して、改めて審議・決定するものとします。

企画委員会 川出良枝（東京大学）（主任）

松田宏一郎（立教大学）

菊田真司（國學院大學）

☆この件についての問い合わせ先☆

川出良枝 jcpst2012kikaku@yahoo.co.jp

- ＊件名欄に「政治思想学会2012年公募パネル 問い合わせ」と明記してください。

- ＊連絡は、原則としてEメールでお願いしますが、やむを得ない場合はFax（03）5841-3161（「東京大学法学政治学研究科総合研究棟受付・川出良枝宛」）をご利用ください。

第19回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2012年5月26日(土)・27日(日)に國學院大學で開催される第19回研究会で、自由論題セッションを設けます。

報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・応募の時点で学会員であることが必要です。
- ・第18回(2011年度)研究会の自由論題に採用された人は応募できません。
- ・第19回(2012年度)研究会の公募パネルに司会者および報告者として応募する人は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・採用決定後に、確定した時間を通知します。

3. 応募手続き

- ・A4の用紙に、横書きで、氏名、年齢、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし、趣旨に関する説明(2,000字以内)を記したものの3部を、下記宛に郵送してください。
- ・郵送先
〒113-0033
東京都文京区本郷7-3-1
東京大学大学院法学政治学研究科
川出良枝
- ・上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・Eメール宛先
川出良枝 jcpst2012kikaku@yahoo.co.jp

* 件名欄に「政治思想学会2012年自由論題」と明記してください。

・締切日 (郵送・Eメールともに) **2011年9月15日(木) 必着**

4. 審査手続き

- ・レフリーによる審査を経て、2011年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・報告者は、2012年4月20日(金)までに、報告原稿またはレジュメのファイルをホームページ担当者の小田川(daisuke.odagawa@gmail.com)にメールで送って下さい。ファイル形式はMicrosoft Word、一太郎、PDFの形式でお願いします。
- ・討論者、司会、同一パネルの他の報告者に報告原稿を事前に送付して下さい。
- ・報告の際に配布するレジュメないし、報告原稿を、当日30部程度用意してください。

6. 応募文書等の返却

応募文書、報告原稿等は返却しません。

企画委員会 川出良枝(東京大学)(主任)
松田宏一郎(立教大学)
菊田真司(國學院大學)

☆この件についての問い合わせ先☆

川出良枝 jcpst2012kikaku@yahoo.co.jp

* 件名欄に「政治思想学会2012年自由論題問い合わせ」と明記してください。

*連絡は、原則としてEメールでお願いしますが、やむを得ない場合はFax 03-5841-3161(「東京大学法学政治学研究科総合研究棟受付・川出良枝宛」)をご利用ください。

学会ホーム・ページ移転作業に関するお知らせ

本号の 2010 年度第 3 回理事会議事録にもあるように、2012 年 3 月に国立情報学研究所による現在の学会ホーム・ページ支援サービスが廃止されるため、それまでに学会ホーム・ページを移転することになりました。具体的な移転作業は、年報や研究会報告への応募締め切りが過ぎ、ホーム・ページを閲覧する方が比較的少なくなる 2011 年 10 月以降を予定しております。その詳細は決まり次第ホーム・ページ上などでお知らせしますが、会員の皆様には各種応募用紙のダウンロードや各項目の閲覧等の際し、なるべく時間的余裕を持って計画的に行動して頂きますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事務局

2011年7月20日発行 発行人 川崎 修 編集人 押村 高
政治思想学会事務局 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学法学部 飯田文雄研究室気付
Fax : 078-803-6735 E-mail : admcspt@port.kobe-u.ac.jp

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）
（株）アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37
Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913
学会ホームページ : <http://www.soc.nii.ac.jp/jcspt/>